

取 扱 基 準

名 称	地区スポーツ振興会補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	地域に根ざした生涯スポーツの振興を図るため、身近なスポーツ・レクリエーション活動を推進し、地域におけるスポーツ振興及び健康維持管理と親睦を目的とした活動を補助する。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	イベント参加者数 2500人
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	各種事業に係る経費 会場借上料、講師、審判謝金、印刷製本費、消耗品費等
補助額 及びその算定方法 又は補助率	【補助額】 990,000円 【算定方法】地区スポーツ振興会11小学校区×90,000円 各小学校区に対し上限9万円。令和5年度（R6.3.31）で閉校した豊栄南小学校分は、激減漢和として令和8年度まで継続。 【補助率】 対象経費の10分の10
	<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 実行補助率は、実際の申請により決定するため未定 地区スポーツ振興会は、財政基盤が弱いことから、安定した事業展開の確保を図る必要があるため。
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助金に基づくものである旨を表示
	〔媒体〕 ポスター、チラシ、開催要綱、プログラム等
担当部署	北区役所 産業振興課 文化・スポーツグループ 電話番号 025-387-1195(直通) 電子メールアドレス sangyo.n@city.niigata.lg.jp